

ノハ名々檢査シ引續取調中  
一從業員側ノ動靜

從業員側ハ前記暴行後總同盟及組合同盟ハ互ニ責任ヲ轉嫁シ  
合ヒ兩組合ハ道路ヲ距リタル兩工場ニ集合シ總同盟側ハ東京  
鐵工組合本部負山本鶴松 佐藤信之助ノ指導ヨリ組織中ナ  
ルニ本報議ヲ二分シ各組合毎ニ解決スヘキ意向ニアリ  
右及中(通)報後也

6. 2473

昭和六年六月三日 警務局長 高橋 宇雄

内務大臣 安達謙藏 敬  
社 會 局 長 岡 官 啟  
東京地方裁判所 檢事 山 啓

大和サッシ工場ノ勞働争議ニ關スル件 (第四報)

- 要旨
- 一 廿九日業行若下因サル、争議團員十三名ヲ檢束ス
  - 一 三十日會社側、製示機出シ禁止セル團員九十八名ヲ檢束セリ
  - 一 三十日業行事件ニ依ル檢束者中二十名ヲ各拘留十日ニス
  - 一 從業員側ハ空機、製示機同及ヒシ機等ヲ爲シテ、廿一日不檢心ヲ斯作ノ團員三名ヲ檢束ス

本記勞働争議ノ其ノ後ノ状況左記ノ通り